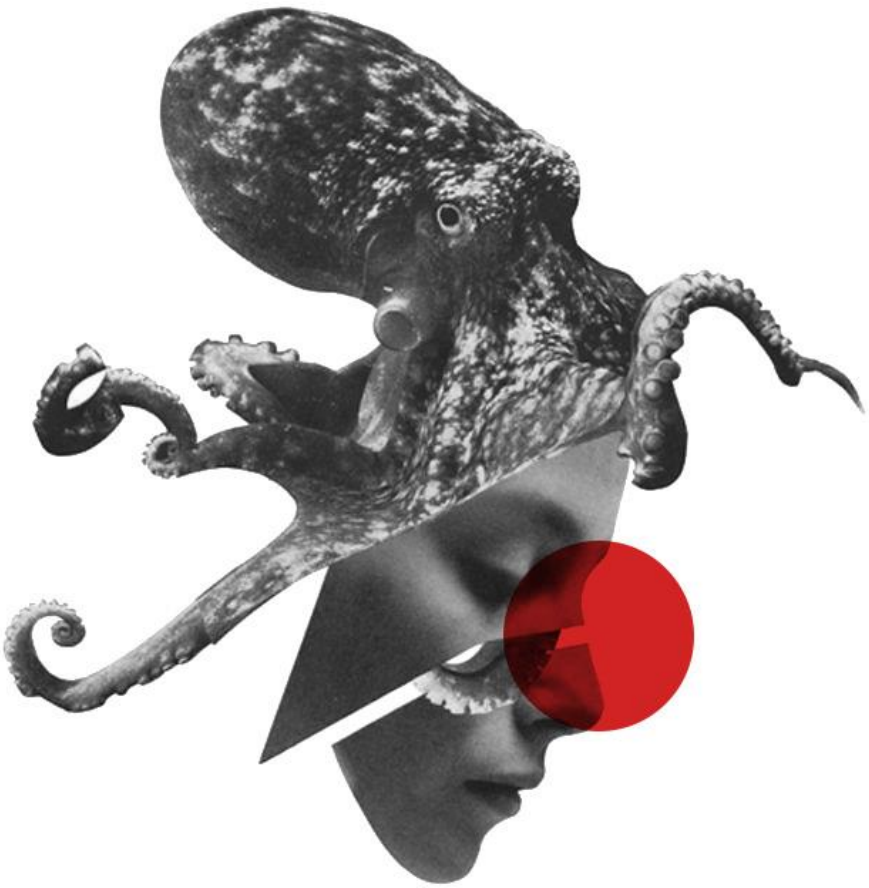

議事運営委員会
第３次報告書

提案された議事次第案と議事規則案を含む

2017 年 8 月

PSI 第 30 回世界大会（WC）
2017 年 10 月 30 日～11 月 3 日
スイス・ジュネーブ

ある日、世界市場の拡大が事実上最大限に達し、
急激にそれ以上拡大することがもはや不可能になり、
そのうえ、労働生産性が上昇し続けると、
早晩、生産力と市場の障壁との断続的な衝突が始まり、
それが頻繁に繰り返されるようになるために
衝突はますます激烈なものになる。

- ローザ・ルクセンブルグ

国際公務労連
2017

本文書の確定 **2017** 年 **8** 月 **28** 日

Public Services International
Internationale des Services Publics
Internacional de Servicios Públicos
Internationale der Öffentlichen Dienste
Internationell Facklig Organisation för Offentliga Tjänster
国際公務労連

議事運営委員会第 3 次報告

2017 年 7 月 19 日-20 日にジュネーブにて会合

議事運営委員会（SOC）の議長であるジュネイア・バティスタとトーマス・カトニッグが議事運営委員会の第 3 回会合を開会し、出席者リストに言及して、参加者を歓迎し、議事日程を承認した（付録 1 参加者リストを参照）

世界大会の最新の準備状況についてローザ・パヴァネリ書記長とスタッフから説明があった。予算は約 15 万ユーロの赤字である。すでに 743 件の登録を受け取っており、その後も毎日到着している。SOC は目下のところ登録された代議員の 48%が女性であることに留意した。書記局は、組合からのビジター、ゲスト、スピーカー及びスタッフを除く代議員とオブザーバーの登録数は 880 から 930 の間になると予想している。SOC は全加盟組合に対して、未払い分の加盟費を支払うこと、そしてできるだけ早急に登録を行うよう強く促した。

SOC は、先の SOC の決定と議事規則にしたがって、電子投票の計画と、インドネシア語、韓国語、タイ語、トルコ語の通訳を追加する計画に言及した。

SOC は、EB が大会の 2 名の選挙管理人として Ms モルナ・バランタイン（カナダ PSAC）と石原富雄（国公連合）を指名したこと、そしてこれらの選挙管理人が SOC に報告することに留意した。

SOC は、他組合からの参加者の費用とソーシャルプログラムと文化プログラムの費用の負担を加盟組合に要請することによって、さらなる資金を調達するという書記局の計画を支持した。書記局は、このための回状を送るが、SOC は加盟組合に対してそうした資金提供を検討するよう強く促した。

決議案に対する修正案

SOC 担当書記のダニエル・ベルトーサは、この会合の資料としてすでに配布済みの、EB から提出された規約関連決議案と行動プログラム案、および加盟組合から提出された全決議案に対して出された加盟組合からの修正案と書記局からの勧告について説明した。彼は、修正案の多くについて適宜より明確、簡潔にするために加盟組合と相談する作業を書記局がすでに行っていることを報告した、そしてこの資料を配布したのちに受け取ったいくつかの情報を付け加えた。

ジェンダーへの影響のある修正案は助言を求めるために女性委員会（WOC）に送った。ジュネイア・バティスタ WOC 委員長は、その助言を SOC に提示した。

その後加盟組合からの修正案について順次議論し、修正案が適切かどうか、執行委員会がとるべき立場（支持、反対、いずれの立場も取らない）、および書記局が各修正案をどのように扱うかについての指針について判断が下された。

SOC は、適宜修正案を明確にし、簡潔にするために加盟組合との作業を続けるよう書記局に指示した。SOC は、これまでの協議過程ですでに合意済みで、各地域と 4 月の執行委員会で確認された決議案の文言を優先させることを再確認した。SOC は、加盟組合から出された修正案について、内容が実質的に変わらない、修正内容があまりにも規範的、もしくは決議案のより広範な文脈に合わない修正であることから反対すべきものに関して、これを提出した加盟組合に修正案を取り下げるよう求めた。SOC は反対でない決議案と修正案に関する討議をまとめることを承認した。SOC は、後に合意によって決議案に統合されることになった修正案の提出者に対しても同様の優先的発言権を与えることを再確認した。

規約草案

SOC は、EB の規約決議案に対する修正案は両方とも適切であると判断し、これらを支持した。それぞれの修正案に関する SOC の判断は、別冊の規約改正案小冊子のなかに記載されている。

行動プログラム

The SOC は、ごく少数の加盟組合によって期限ぎりぎりの段階で PoA 修正案として提出された些細な、編集上の、またしばしば矛盾している大量の修正箇所については、いくつかの修正案を編集する、そして編集上あるいは翻訳上の問題として大会に提出すべき修正案ではないと判断する必要があったことに留意した。

各修正案に関する SOC の判断は、PoA 案の小冊子に掲載されている。

加盟組合から提出された決議案

各修正案に関する SOC の判断は、別冊の加盟組合決議案の小冊子に掲載されている。

ローザ・パヴァネリ書記長は、書記局がイスラエルとパレスチナに関する第 49 号と 50 号と 51 号決議案の統合を求める EB 決議を実施するために努力していることを説明した。この件をめぐる SOC の判断は付録 2 として添付されている。

議事次第案

SOC は、議事次第は大会直前の EB で最終的に決定されることに留意した。加盟組合の大会準備に役立つように大会議事次第の第 3 次案が添付されている（付録３）。

SOC は、大会の全体的な制約があるなかで、できる限り加盟組合の参加を増やしたいと述べた。SOC は、決議案や修正案に対する反対がない場合には、決議案（PoA のセクションも含む）をひとまとめにして、討議と採決を一度で済ませられるようにすることを確認した。議論用のまとめ作業は一般的には議事次第案にある決議案のグループ分けに従うことになる。

SOC は、4 つの全体セッションと 5 つの部門・テーマ別パネルセッションに関する説明に留意した。外部からの講演者が確認され次第、加盟組合はパネルでの発言を求められる。各パネル討論に続いて、PoA の関連セクションと加盟組合からの決議案に関する討議が行われる。

書記局のマルチェロ・ネットとクリス・ドーントが、大会用に計画されているインターアクティブ（対話型）機能について説明した。パネルは大会参加者が対話できるような方法で進められる。またパネルや他の討議の最中にオンラインでの同時対話を促すためのソーシャルメディアプラットフォームも設ける。SOC はソーシャルプログラムと文化プログラムに関するマルチェロ・ネットによる説明に留意した。

議事規則案

SOC の前回の会合で要請された通りに議事規則案が変更されたことに留意し、書記局から提案された手続き上のさらなる変更についても賛成した。

SOC は、規約 17.1 条の下での規約改正など、現行規約の複数のセクションで言及されている「大会に代表される」という語句を議事規則 3.3.b 項の下でより明確に定義することで合意した。明確にするために、「大会に代表される」は、資格審査委員会によって信任された代議員（もしくはメンバーシップ投票の場合には加盟組合）を意味するものと SOC が判断することが勧告された。

SOC は議事規則 1.1 項（大会の構成と任務）を修正して、前項 e), f) と g). に列挙されている人々のために「大会参加者」の新たなカテゴリーを創ることを勧告した。

大会直前の EB で、最終的な議事次第がはっきりした時点で発言の時間制限を設定する。加盟組合の準備に役立つ手引きとなるように、SOC は EB に対して発言時間について以下の暫定的な制限時間を設けることを勧告する。

- 5 分 - PoA の各セクションの紹介;
- 3 分 – 決議案もしくは修正案提出者による提案
- 3 分 – 手続き規則に関する動議提出、またはそれに対する返答
- 3 分 – 返答の権利
- 2 分 – その他のすべての発言.

PoA やその他の決議案に組込むことで自らの決議案を取り下げて、その変更を支持する旨の発言の権利を与えられた加盟組合には、3 分間を与えられる。

SOC は、発言時間の延長は可能であるものの、通常は議長（すなわち大会議長）は延長を認めるべきでないことを勧告する。SOC は、各セッションの発言者数によって発言時間の短縮を決定する権限を大会が握っていることに言及した。SOC は、議長（すなわち大会議長）はこれらの発言に関するいかなる規則をいつでも変更できることにも言及した。

議事規則4.1項は、発言の要請について、「発言する予定のセッションの前のセッションまでに、書面で会長または議長（もしくは彼らが指名した人物）に提出する」と規定している。明確には、これは「発言する予定のセッションの前のセッションの終了時まで」を意味するものであるとSOCは判断した。全代議員に配られる登録パッケージには必要な情報がすべて説明されているが、発言要請用紙をこの中に入れることをSOCは決めた。

議事規則第 3 次案については付録 4 を参照されたい。

大会場の座席配置

SOC は、大会での座席配置の選択肢について説明を受け、会場を視察した、そして 2016 年 11 月に EB メンバーも会場を視察したことに留意した。SOC は、多数の登録が見込まれることから大会参加者は会議場の一階だけではおさまらであろうことに留意した。SOC はこのことによる影響を検討し、書記局に対して座席の配置について指示を出した。

SOC は、加盟組合の参加を確保することは極めて重要であること、そして座席の配置は公平で透明性のあるものにすべきであることを指摘した。SOC は、できるだけ多数の代議員とオブザーバーを一階に配置し、残りを 2 階の前部に配置すべきであるとした。SOC は、代議員とオブザーバーは加盟組合と国ごとにまとまって座り、小地域と地域もできるだけまとまって座るように求めた。SOC は代表団の代議員とオブザーバー全員にできるだけ座席とテーブルを提供するよう要請した。

SOC は、大会会期中ずっとひとつの代表団/地域が前列を占めるとか、上層階に配置されるということのないようにするために、代議員の席順をローテンションにすることを検討するよう書記局に提案した。これを行うための最善の方法について議論し、SOC はもっとも公平な方法は毎日交替することであるが、これにはロジスティック面での調整が必要であることを指摘した。
SOC は、テーブル、スタンドおよび移動マイクを合わせて利用できることに言及した。
SOC は、これらの使われ方は一階席と 2 階席では差があるかもしれないこと、そして書記局は大会をもっと運営しやすくする方法でこうしたアレンジをすべきであることを指摘した。SOC は、このことから 2 階ではテーブルマイクの使用を優先し、一階ではスタンドマイクを優先する必要があるかもしれないことを指摘した。

SOC は、すべてのセッションですべての参加者が通訳を利用できるようにすること、そして移動に障害のある参加者のアクセスも確保されなければならないようにすることを指示した。

SOC は、書記局に対して、ロジステック面を考慮し、しかもこの指示の範囲内で、席順を柔軟に計画すること、そして必要に応じて SOC 議長と協議することを求めた。

その他の議事

SOC は書記局に対して、大会の安全な運営と実際的ロジステックが不可欠であることを考慮して、然るべき警備対策が確保されるように、会場の管理者、地元の加盟組合及び関連当局と協議するように求めた。

今後の SOC 会合予定

SOC の会合は、10 月 30 日の執行委員会に先立って 10 月 29 日に、そして会期中は毎日必要に応じてその日の議事終了後に毎夕開くことを決めた。

報告書は以上

付録文書

付録 1: 参加者リスト

付録 2: イスラエルとパレスチナに関する第 49 号、50 号及び 51 号決議案に関する SOC の判断

付録 3: 2017 年ジュネーブ大会用の議事次第第 3 次案

付録 4: 2017 年ジュネーブ大会用の議事規則第 3 次案

別個の文書

- 規約改正案の小冊子
- PoA 案の小冊子
- 加盟組合からの決議案の小冊子

付録 1）参加者リスト

PSI 議事運営委員会第 3 回会合

2017 年 7 月 19 日 - 20 日、ILO 第 6 会議室

氏名	性別	国	組合	～～を代表
アフリカ・アラブ				
マリー・ムバヤブ・ニアンガ	女	コンゴ民主共和国	今後看護師組合	AA 地域と仏語
アデニイ・ピーターズ・アデイェミ	男	ナイジェリア	教育関連機関非教育職労組	AA 地域と英語
ファトウ・デュフ	女	セネガル	セネガル水労組	若年労働者
アジア大平洋				
レッグ・マックリーン	男	オーストラリア	オーストラリア自治体行政事務ササービス労組	AP 地域と英語（スカイプによる参加）
青木真理子	女	日本	自治労	AP 地域と日本語
窪田摂子	女	日本	自治労	オブザーバー
欧州				
カルタン・ルンド	男	ノルウェー	北欧公務労組	欧州地域とスウェーデン語
トーマス・カトニッグ、委員長	男	オーストリア	自治体労組 t	欧州地域とドイツ語
オルガ・キモヴァ	女	ロシア連邦	全ロシアライフサポート労組	欧州地域
米州				
ジュネイア・バティスタ、議長	女	ブラジル	サンパウロ行政・自治体サービス労組連合	女性委員会
ジュアリアン・ジョイ・バートレット	女	トリニダッドトバゴ	全国政府連合労組	米州地域と英語
PSI				
ローザ・パヴァネリ	女	フランス	国際公務労連	職権上
ダニエル・ベルトーサ	男	フランス	国際公務労連	SOC 書記
欠席者				
イズマエル・コルタゾ・ブリスク	男	ウルグアイ	保健労働者連合	米州地域とスペイン語

付録 2）第 49 号、50 号及び 51 号決議案に関する SOC の判断

SOC は、この件に関する決議案（第 49 号、50 号、51 号）を提出しているイスラエルと IBT（米国）、アラブ諸国、および AFT（米国）の組合間での統合決議案を促すという EB 決議を実施するための書記局の努力に留意する。SOC はこうした書記局の努力を推奨する。

これらの全当事者を対象として準備された 7 月 4 日のローマでの会合に出席できないことをイスラエルの組合が伝えてきたことに注目する。SOC はさらに、統合決議案の作成に役立つ情報の提供を求める書記局の要請にイスラエルの組合が応じてないことに留意する。SOC はさらにイスラエルの組合が統合決議案作成のプロセスからすでに撤退したことに留意する。

SOC はこのような事態に失望し、EB で支持されたプロセスの成功を見込むのはもはや無理であろうと考える。

SOC は、イスラエルの組合は他の 2 者がそれぞれの決議案を撤回すれば自分たちの決議案も撤回して、現行の PSI 政策（この政策をイスラエルの組合は支持してない）を評価するために来年パレスチナとイスラエルに調査団を送るという大会のコミットメントを支持すると申し出ていることに留意する。SOC は、米国の両組合がイスラエルの提案を支持していることに留意する。

SOC としては、アラブ諸国と AFT が 8 月 5 日までに彼らの決議案を取り下げれば、3 本の決議すべてが撤回されたものと考えることにした。この状況の下で、SOC は大会直前に開かれる EB の会合に対して、EB によって決定される条件の下でこの決定にしたがって、次期初年度中にパレスチナとイスラエルに調査団を送るという声明を EB が承認して、大会で承認を受けるようにすることを勧告する。

アラブ諸国がかれらの決議案を取り下げない場合には、先の EB 決議にしたがって、SOC は 3 件の決議案すべてが手続きにのっとっているとみなすことになる。この場合には、SOC は、EB に対して、第 51 号決議案（AFT）を支持すること、そして第 49 号決議案（イスラエルと IBT）と第 50 号決議案 （アラブ諸国）に対しては EB としての立場はとらないことを勧告する。SOC は第 49 号と 50 号は相容れないものであると考え、したがってオルタナティブとしてみなす。この場合には、SOC は第 50 号決議案（アラブ諸国）を主体となる決議案、第 49 号決議案（イスラエルと IBT）をオルタナティブな決議案であると判断する。

END

付録 3）2017 年ジュネーブ大会用の議事次第第 3 次案

2017年8月に改訂

セッション	時間	**10月30日（月）夕刻—大会の開会セッション**
1	18:00-19:30	**開会式** **開会エンタテイメント:バイオリン演奏-子供たちによるバイオリン合奏** **歓迎のスピーチ** デイブ・プレンティスPSI会長 スイスのPSI加盟組合VPÖD/SSP代表 シャラン・バロウITUC（国際労働組合組総連合）書記長 ジュネーブ市長 **エンタテイメントの終演**
2	19:30-20:00	**手続き事項** 議事運営委員会メンバーの指名と承認 • 大会議事規則の採択 • 議事運営委員会第3回報告と大会議事日程案の採択 大会副議長の指名と承認 資格審査委員会の選出 投票集計人の指名と承認
--	20:00-21:30	**資格審査委員会の会合**

セッション	時間	**10月31日（火曜日）大会第一日**
---	8:00-9:00	**議事運営委員会の会合と緊急決議に関する決定** **（必要なら：非公開の会合）**
3	9:00-9:20	**資格審査委員会の報告** 資格審査委委員会共同議長によるプレゼンテーション • 報告の採択 *このセッション中に室内で各表団の団長に投票用紙が配布される。*
4	9:20-9:30	**物故者の追悼**
5	9:30-10:10	**書記長報告** PSI書記長によるプレゼンテーション • 2012-2016年活動報告（地域、部門、プロジェクト、キャンペーンの報告含む） • 2012-2016年財務報告 • 内部監査報告
6	10:10-10:30	**書記長報告についての議論**
7	10:30-12:00	**パネル1: 利益より人々を優先することを選ぶ**
8	12:00-13:00	**一般討議 (行動プログラム－PoAと加盟組合から提出された決議案)** • PoA セクション 1： 序（修正案2） ○ *加盟組合から提出された関連決議案第4号* • PoA セクション 2： 私たちの望む世界を創るために力をつける（修正案3と4） ○ *加盟組合から提出された関連決議案第6号（修正案33）*
	13:00-14:30	**昼食休憩**
9	14:30-15:30	**一般討議 (PoA と加盟組合から提出された決議案)** • PoA セクション 3.4：移住と難民 ○ *加盟組合から提出された関連決議案第10号（修正案35と34）*

		• PoA セクション 4.8:：気候変動（修正案19, 20. 21, 22） ○ *加盟組合から提出された関連決議案第35号* • PoAセクション 7.1: 各部門を強化する、序 ○ *加盟組合から提出された関連決議案第37号（修正案38）*
10	15:30-16:30	**パネル 2: 健康は売り物ではない:民営化と健康を享受する権利**
11	16:30-18:00	**一般討議 (PoA と加盟組合から提出された決議案)** • PoA セクション 7.2： 保健・社会サービス部門 (修正案25,26,27,30) ○ *加盟組合から提出された関連決議案:第41号*（修正案39） • PoAセクション6： 民営化と闘う
12	18:00-18:30	**書記長/会長立候補者のプレゼンテーション**
---	18:30-19:30	**議事運営委員会セッション、および緊急決議案に関する決定** **（必要なら、非公開セッション）**
--	*セッション終了後*	***PSI主催歓迎レセプション***

セッション	時間	**11月1日（水曜日） – 大会第2日**
13	8:00-9:30	**パネル3：単なる雇用ではない：公共サービスにおける仕事の将来**
14	9:30-11:15	**一般討議 (PoA と加盟組合から提出された決議案)** • PoA セクション 5： 労働組合権と労働権（修正案24） ○ *加盟組合から提出された関連決議案:第13号（修正案36）,第16号,17,18,20,21,22,23,25,26,27,28,29号*
15	11:15- 12:15	**パネル 4：天国それとも地獄:持続可能な都市化と公共サービス**
16	12:15-12:45	**一般討議 (PoA と加盟組合から提出された決議案)** • PoA セクション 7.3： 地方・地域政府/自治体部門 ○ *加盟組合から提出された関連決議案第42号*
	12:45-14:15	昼食休憩
17	14:15-15:15	**パネル 5：多くの人々のために:公正なグローバル経済における公共サービス**
18	15:15-16:30	**一般討議 (PoA と加盟組合から提出された決議案)** • PoA セクション 4： 公正なグローバル経済(セクション4.8: 気候変動を除く)（修正案15,16,18, 23） ○ *加盟組合から提出された関連決議案:第30,31,32,33,36号*
19	16:30-17:30	**パネル 6：行政:恐れ知らずの正直者、それとも雇われガンマン?**
20	17:30-18:00	**一般討議 (PoA と加盟組合から提出された決議案)** • PoAセクション 7.5： 国家行政（修正案37）
---	18:00-19:00	**議事運営委員会の会合、および緊急決議案に関する決定** **（必要なら、非公開会合）**
セッション	**時間**	**11月2日（木曜日） – 大会第3日**
	9:00–10:00	*必要があれば、投票箱を設置し、書記長／会長選挙の投票を開始（結果はその日のうちに発表される）*
21	9:00-10:30	**一般討議 (規約)** • **EB決議案第2号**（修正案31,32）

		• *加盟組合から提出された決議案第54号*
22	10:30-11:00	**ハンス・エンゲルベルツ元書記長を追悼**
23	11:00-12:00	**パネル 7：人々に力を：緊縮時代のインフラ**
24	12:00-12:30	**一般討議 (PoA と加盟組合から提出された決議案)** • PoAセクション 7.4： 公益事業 ○ *加盟組合から提出された関連決議案第43号（修正案40）第44号*
	12:30-14:00	昼食休憩
25	14:00-15:15	**パネル8：私たちのことを私たち抜きで決めないで**
26	15:15-17:00	**一般討議 (PoA と加盟組合から提出された決議案)** • PoA セッション 3：全ての人に尊重と尊厳を (セクション 3.4: 移住と難民を除く（修正案6,7,8,9,10,11,12, 13,14） ○ *加盟組合から提出された関連決議案: 第9号と第11号*
--	17:00-18:00	**議事運営委員会の会合、および緊急決議案に関する決定** **（必要なら、非公開会合）**

セッション	時間	**11月3日（金曜日） –大会最終日**
	8:30-10:00	*2回目の投票が必要な場合には、投票箱を設置し、書記長／会長選挙の投票を開始（結果はその日のうちに発表される）*
27	9:00-10:00	**パネル 9： パンとバラ：体だけでなく、心も飢える**
28	10:0-10:30	**一般討議 (PoAと加盟組合から提出された決議案)** • PoA セクション7.6： 教育、文化及びメディア
29	10:30-11:00	**女性に対する暴力をなくす誓い**
30	11:00-12:30	**一般討議（その他のさまざまな決議案)** • 国及び地域の問題 ○ *加盟組合から提出された関連決議案:第45,46,47,48,50号*（修正案42）*第52号,第53号*（修正案41） • その他の事項
	12:30-14:00	昼食休憩
31	14:00-15:00	**候補者指名と選挙** **選挙管理人からの報告** • 世界執行委員会が指名した3人目の理事の候補者を大会で承認 • 世界執行委員会メンバーの選出、女性委員会および地域執行委員会メンバーの指名 • 内部監査委員の選出 • 追加される若者代表の選出 • 規約の暫定的取決めの下で要求されるその他の事柄 **2018-2022年の加盟費および予算** PSI書記長のプレゼンテーション、討論と採択 ○ *関連決議案第55号*
32	15:00-15:30	**次期5年間** • **成果** • **結びの言葉**
33	15:30-16:00	**閉会式** *エンタテイメント*

付録 4）2017 年ジュネーブ大会用の議事規則第 3 次案

改訂 2017 年 8 月

1. 大会の構成と任務

1.1. 大会の構成は次の通りである。:

a) 規約第6条5項および6項に定めるように、加盟費納入人員のいる加盟組合を代表して投票権を有する代議員。代議員数と投票権は、前回の大会以降または（前回の大会以降に加盟した組合については）PSI加盟以降支払われてきた加盟費の人数分の平均値に基づいて計算される。

b) PSI会長と書記長

c) 規約附則4「大会における代表権」b）とc）に定められた加盟組合からのオブザーバー、および世界執行委員会が招待する非加盟組合からのオブザーバー

d) アフリカ地域、アジア太平洋地域および米州地域の各地域から各2名の副会長と欧州地域のEPSU会長および書記長

1.1.1 次の個人も大会に参加することができる

a) 会長の招待による、大会で演説するかもしれない来賓

b) 通訳および大会の議事運営に必要なその他の人員を含む大会事務局

c) 大会議題に盛り込まれた特定のセッションだけに参加を求められている個人

1.2 PSI会長は大会の議長をつとめ、大会開会時に選出される1名もしくはそれ以上の副議長によって補佐される。副議長は、会長の裁量により、また会長選挙時に会長を代行する。

1.3 PSI書記長が大会事務局長となり、事務局のメンバーならびに大会の運営に必要なその他の人物を任命する。

2. 大会議事日程

2.1. 世界執行委員会は議事運営委員会を任命し、その構成は各公用語圏から各1名、ヨーロッパ、アジア太平洋、アフリカ・アラブ諸国、米州の各地域から各1名、女性委員会の代表1名および若年労働者代表1名とする。書記長が議事運営委員会書記を任命する。大会は議事運営委員会の構成を批准することを求められる。

議事運営委員会は、加盟組合および世界執行委員会から提出されたすべての決議案と、決議案に対する修正案の有効性を審査して、大会に報告する。また同一テーマについて二つ以上の決議案が提出されている場合には統合決議案を作成するか、あるいは決議案をリンクさせ、関連づける。そして議事進行のスケジュールと発言者の制限時間を勧告する。

2.2 大会は、議事運営委員会の第1回報告と最終的な大会議事日程、議事進行のスケジュールを最初の実質審議の場で承認することを求められる。

緊急決議案以外には、動議、決議案、修正案あるいはいかなる議事も議題に追加することはできないし、大会中に認められることもない。緊急決議案は、規約附則4「決議案」f)の規定により、動議および決議案の提出期限を過ぎたのちに生じた新たな事態に関するものに限られる。このような緊急決議案は、まず議事運営委員会に提出されなければならない。

3. 大会における投票

3.1 世界執行委員会は、大会代議員のなかから資格審査委員会を任命し、その構成はPSIの各地域から1名および議長１名とする。書記長が資格審査委員会の書記を任命する。大会は資格審査委員会の構成を批准することを求められる。

資格審査委員会は、**2013年から2017年までの5年間**（または前回の大会以降にPSIに加盟した組合は加盟年月日から）の加盟費納入済み人員数の平均値に基づいて全代表団の資格と投票権を審査し、大会に報告する。加盟費受領期限は、附則4「大会資格審査委員会」c）に基づいて**2017年8月31日とし、この日を過ぎてからの**支払いに関しては、代議員数および投票権資格の算出において考慮されない。

3.2 投票集計人は、規約にしたがって投じられた投票数を確認するために、加盟組合のオブザーバーのなかから大会によって選出される。

3.3

a) 大会の投票は、棄権票数にはかかわりなく通常は投票権をもつ代議員の挙手〈あるいは電子手段〉による表決によって単純多数決（たとえば投票総数の半数プラス1票）で採決される。

b) 規約17条1項の規定にしたがって、規約改正にはすべて大会に代表される加盟費納入済み人員の3分の2以上の賛成を必要とする。大会で代表権を有するメンバーとは、資格審査委員会によって資格を確認されたメンバーである。規約17条2項にしたがって、世界執行委員会は規約改正案を一括提案することができ、大会議長はそれを一括して挙手による表決に付すことができる。

提案されている個々の改正案のどれかについて4カ国以上の加盟組合が組合員数投票[1]にかけることを要求した場合には、大会議長はそのような組合員投票を求める動議を大会にかけて挙手による表決を求める。

この動議が採択されると、指摘された個々の改正案は個別に組合員数投票にかけられるが、それ以外の改正案は一括して、大会に代表される加盟組合の3分の2の

[1] PSI 規約附則 4「投票」b)
「採決の始まる前に、少なくとも 4 か国の加盟組織が組合員数投票を要求した場合には、大会議長は組合員数投票を求める動議を大会に付して挙手による採決を行う。この動議が採択されれば、組合員数投票が宣せられ、直ちに実行される。組合員数投票は各加盟組合の加盟費納入済み人員数によって決まる」

多数決によって承認されたと大会議長が宣言した場合には、採択されたものとみなされる。

c) （上で述べられた世界執行委員会提出の規約改正案の場合での以外は）投票に入る前に、代議員から無記名投票を求める提案が出され、他の国の代議員から支持があった場合は、大会議長は無記名投票の動議を大会に諮り、挙手による表決で決定する。もしこの動議が採択されれば、無記名投票が行われる。

d) 投票に入る前に、4カ国以上の代議員から組合員数投票の要求が出された場合は、大会議長はこれを大会に諮り、この動議が採択された場合には、直ちに組合員数投票が行われる。組合員数投票は各加盟組合の納入人員数によって決定される。

e) PSI規約6条9項、9条1項および10条1項にしたがって、会長と書記長が大会によって選出される。次のような手順を経て過半数を得た候補者が当選となる。

i 2名以上の候補者の指名を受け取った場合には、選挙管理人は、全候補者名を記入した投票用紙を準備させる。この投票用紙は、全出席加盟組合と欠席加盟組合から代理委任を受けている組合に配布され、前回の大会以降、もしくは加盟以降の加盟費納入人員数に基づく投票が行われる。

ii 各加盟組合は、選んだ候補者名の欄にはっきりと×印を書き入れ、投票集計人が設ける投票箱にその用紙を入れる。

iii 投票用紙の集計は投票集計人が行い、その結果を選挙管理人に連絡し、大会終了時に投票用紙を廃棄するよう手配する。

iv 会長、または会長選挙の際には大会副議長のひとりが、投票結果を発表する。もし、投票総数の過半数を得た候補者がいない場合は、高位得票者2名のあいだで2回目の投票を行う。

v 第1回、第2回投票のいずれの場合も、投票総数の過半数の得票をした候補者が当選を宣告される。

vi 個々の加盟組合の投票内容は非公開で、公表されない。

vii 選挙管理人が発行した正式の投票用紙を使用し、はっきりとした記入がなされている場合のみ、投票は投票集計人によって有効とみなされる。投票集計人は、無効票の数を報告しなければならない。

4. 大会での発言

4.1 発言の要請は、発言を希望する代議員の氏名、所属組織および国名と、どの問題あるいは議題に関して発言したいのかを記入して、発言予定のセッションの前のセッション（すなわち発言予定のセッションの直前のセッションが終わる）までに、書面で大会議長（もしくは大会議長が指名した人物）に提出する。

4.2　会長および書記長は、いつでも発言できる権利を有する。

4.3 大会議長は、発言に関して制限時間を設けることができる。大会議長からこれと異なる決定がなされない限りは、以下の制限時間が適用される。

a) 5 分 - 行動プログラム（PoA）の各セクションの紹介
b) 3 分 – 決議案もしくは修正案の提出者による提案
c) 3 分 – 手続き規則に関する動議提出、またはそれに対する答弁
d) 3 分 – 答弁の権利
e) 2 分 – その他のすべての発言

4.3.1　PoA やその他の決議案に組込むことで自らの決議案を取り下げて、その変更を支持する旨の発言の権利を与えられた加盟組合には、3 分間を与えられる。

4.3.2　発言時間の延長は可能であるものの、大会議長は通常はこれを受け入れない。

4.4　大会での公用語は、アラビア語、英語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、日本語、ロシア語、スペイン語、スウェーデン語、および世界執行委員会が定めるその他の言語とする。これらの公用語を話せない代議員は、発言者か書記局のどちらかが通訳を用意できる場合には、母語で発言してもよい。

4.5　討議の延期、休会、議事規則の一時停止に関する疑問、票決を求める動議、大会議長の裁定に対する大会への異議申し立て、および議事手続き・運営に関する動議（上記の規約附則4「投票」または「議事規則」3.3b）など、規約または大会議事規則の他の箇所で言及があるものを除く）は、1名の代議員が口頭で出すことができるが、他の4名以上の代議員の起立によるセコンドがなければならない。それがあった場合には、すべての他の議事に優先してその動議が審議される。大会議長は、動議提出者の発言を許可し、また動議に反対する者一名の発言を許可できる。その後に動議は採決に付される。

4.6　大会議長が発言者のリストを打ち切ろうとする場合は、発言者リストにまだ残っている代議員名を大会に知らせなければならない。大会議長は、討議の終了、もしくは残りの発言者の発言時間の短縮をいつでも提案してよい。討議終了時には、討議された議案の提出者あるいは報告者は、討論に対して答弁する権利がある。ただし異議のある発言者がいない場合には、答弁する権利は与えられない。
決議案提出者によって受け入れられた修正案は決議案の一部として討議される。その場合、発言者が反対しない限り修正案は決議案の中に盛り込まれ、修正案が個別に表決に付されることはない。その場合、修正案提出者は決議案提出者のすぐ後に修正案を支持する発言をする権利がある。

4.7　大会議長は、規約と議事規則の規定にしたがい、大会の進行を指揮する。大会に対する異議申し立てがなされ、この申し立てが3分の2以上の賛成で採択されない限りは、会長もしくは議長の裁定が最終決定となる。

5. 大会決議案

5.1 大会では以下の方法で決議案を処理する。

a) 大会に先立ち、提出されたすべての大会決議案と修正案の有効性と受理するかどうかを議事運営委員会が決定する。決議案・修正案は大会の 2 ヶ月前に全加盟組合に配布する。

b) 議事運営委員会は大会前の最後の会合で、大会が各決議案にどのように対応すべきか（通常は「承認」、「否決」、「次期世界執行委員会に付託してさらに検討する」のいずれか）に関する勧告をつけて世界執行委員会に決議案・修正案を送る準備を行なう。

c) 世界執行委員会は大会前の月曜日（10 月 30 日）に開かれる会合において大会議題として受理されたすべての決議案・修正案と、それぞれに関する議事運営委員会の勧告を列挙したリストを受け取る。世界執行委員会は、これらの勧告と特定の決議案/修正案に関連する声明/変更は、できれば登録時、または大会開始時に全代議員に配布されるようにする。

d) 議事運営委員会または世界執行委員会が適切であると認めたすべての動議、決議案、修正案は、正当に動議が出され、賛成を得たものとみなし、したがって、代議員による正式な動議と賛成を必要としない。

e) 議事運営委員会（SOC）議長は、大会初日の午前中の SOC 選出直後に、指定された時間と場所において通訳つきの聴聞会を行う旨を大会で発表する。

f) 提出した決議案または修正案に対する世界執行委員会の勧告に異議を唱えたい加盟組合の代表団団長は、他の一つ以上の加盟組合の支持があれば、こうした聴聞会で SOC に対して自らの立場を表明することができる。

g) 聴聞会終了後に、SOC は大会宛ての報告書を作成して、各決議案および修正案について、こうした代表団の団長からの意見にどのように対応すべきかを勧告する。大会中に議事運営委員会は必要に応じて会長から追加会合を召集することを依頼されるかもしれない。

h) 議事運営委員会の報告によって SOC の勧告が一括して提案され、大会議長はこの一括勧告を挙手による表決にかけることができる。少なくとも 4 カ国からの加盟組合が、SOC の勧告のいずれかに対して個別の採決を要求した場合には、大会議長は個別採決を求める動議を挙手による採決にかけなければならない。この動議が採択されると、当該勧告については個別の採決を行うが、残りの勧告は一括して採決に付され議長が過半数の承認が得られたと宣言した場合に、採択されたものとみなされる。
修正案および決議案の動議提出者と、修正を受ける決議案の動議提出者が、修正を決議案に盛り込むべきであることに同意した場合、SOC はこれを一括勧告の一部として大会に勧告することができる。

6. 相反する決議案

6.1 SOC により二つ以上の決議案が相反する内容であると判断された場合は、SOC にはそのいずれかが「実質的」決議案になることを決定する。それ以外の決議案はすべて、実質的決議案と相反するものとみなし、「代替決議案」として討議の指示を受ける。

6.2 実質的決議案の討論を最初に行う。実質的決議案が可決された場合は、代替決議案はすべて、自動的に失効したものとみなされる。

6.3 実質的決議案が否決された場合は、SOC が決定した順序で代替決議案の討議を行う。代替決議案のいずれかが可決された場合は、それ以降の代替決議案はすべて、自動的に失効したものとみなされる。

6.4 相反する修正案を扱う手続きは、上記 6.1、6.2、6.3 に記された相反する決議案の扱いと同じ手続きに従うものとする。

6.5 代替決議案または代替修正案の提出者は、その代替決議案または修正案を検討する前の本来の決議案/修正案またはその他の決議案/修正案の討議において一度だけ発言する権利がある。この権利は、代替決議案または修正案の討議における動議提出者の権利とは別に、追加的に与えられる。

7. 議事規則の一時停止

7.1 大会ワークショップは、どのように行動プログラムを実施するか、そしてどのようにPSIの全地域でその展開を強化するかを参加者が全体会議のなかで非公式に議論できるように、議事運営を中断することによって開催することができる。

7.2 大会代議員と参加者の交流を促すために、大会は、議事運営委員会または大会議長の要請に応じて、行動プログラム以外の問題に関するワークショップ開催に合意することができる。

7.3 ワークショップには、大会代議員、オブザーバー、ゲスト、PSIスタッフおよび大会が同意したその他の人々全員が参加できる。ワークショップでは参加者全員が平等の発言権と場を与えられ、参加に関するヒエラルキーはない。

7.4 大会議事規則に述べられた通常の議事規則は大会ワークショップには適用されない。ワークショップは、平等参加の原則と合意形成を尊重する。

7.5 ワークショップでは、拘束力のある決定を行うこと、行動プログラムを変更することはできないが、優先事項を提案し、その実施のためのガイダンスを提供することができる。

7.6 行動プログラムの優先事項の実施に関するワークショップの提案は、大会に伝えることができるよう議事運営委員会に報告するか、または審議して措置を講じるために次期執行委員会に付託するものとする。

国際公務労連（PSI）は世界 150 カ国の 2000 万人の公共サービス労働者を代表する国際的な労働組合連合組織である。PSI は人権を擁護し、社会正義を提唱し、万人が利用できる質の高い公共サービスを促進しており、国連機関と協力し、労働団体や市民社会団体などの諸団体と提携して活動している。

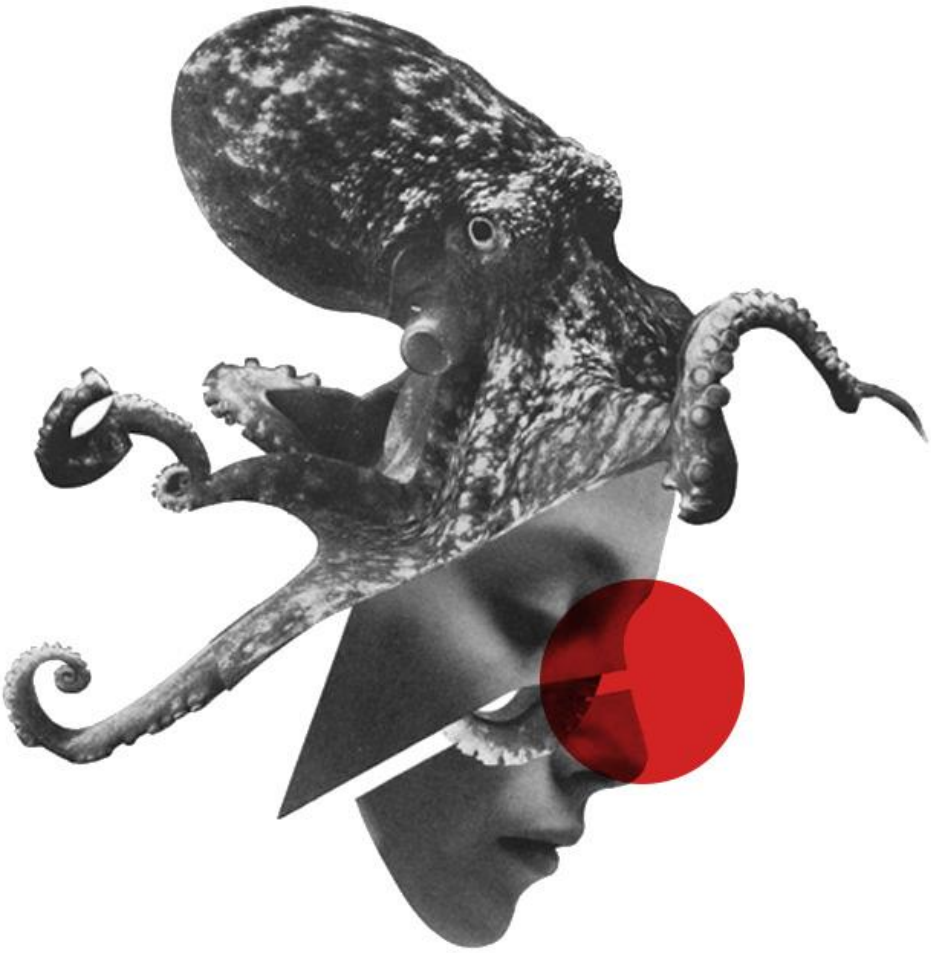

議事運営委員会第 3 次報告書

国際公務労連
45, avenue Voltaire
01210 Ferney-Voltaire – France
www.world-psi.org